

公告第 1 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 27 年 1 月 14 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 27 年 1 月 14 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 牛 越 徹

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款(昭和 37 年公告第 2 号)の一部を次のように変更する。
第 36 条第 1 項中「第 23 条の 3 の 4 第 1 項第 2 号」の次に「又は第 3 号」を加える。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 平成 27 年 1 月 1 日前に行われた療養に係るこの定款の規定による家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。